

# 薬剤服用歴（薬歴）管理ガイドライン

平成 27 年 7 月

日本チェーンドラッグストア協会

## 目 次

### はじめに

#### I 不適切な薬歴管理の再発防止に向けた日本チェーンドラッグストア協会の宣言内容

1. 適切な薬歴管理の徹底
2. 再発防止策の強化内容
3. 生活者、患者向けの薬歴に関する啓発
4. 監視体制の強化

#### II 薬歴管理、服薬指導に関する国の方針

1. 薬局業務運営ガイドラインより抜粋
2. 薬局業務運営ガイドラインについて（厚生省薬務局長通知より）

#### III 「薬剤服用歴（薬歴）管理ガイドライン」の概要

1. 薬歴管理の目的
2. 薬歴の記載内容と記載要領
3. 薬歴の保管と個人情報保護
4. 電子薬歴の留意事項
5. 店内及び企業内での相互チェックの要領
6. 薬歴を使用した服薬指導
7. 薬歴管理研修の実施
8. 保険請求の留意事項

### むすび

#### 資料

- ・調剤業務不適切問題対策本部の活動内容
- ・再発防止のための点検表 チェーン本部用
- ・再発防止のための点検表 調剤実施店舗用（管理薬剤師）

## はじめに

本年2月、複数の会員企業の、一部の薬局において、不適切な薬歴管理が行われているとの報道がされました。協会では、ただちに「調剤業務不適切問題対策本部」（本部長 宗像 守 JACDS事務総長）を設置して、状況把握をするとともに、二度とこうした問題を起こさないために、一連の再発防止策を講じてきました。

薬歴管理の不適切な処理の多くは、調剤応需時に薬剤師が薬歴のコンピュータ入力メモ用紙に、患者から聞き取りながら記入しておいたものを、患者ごとにファイリングまたはコンピュータ入力し、患者ごとに検索できるようにしておく作業がされていなかったという、薬歴の処理に問題があるものであります。

これでは次回の応需時に前回の状況のもとに服薬管理指導することは難しい。患者が次回薬局に来られた時に、所属するどの薬剤師でも、前回の状況をもとに服薬指導するためには、応需して服薬指導した後、または調剤した当日中に適切な薬歴を作成し、患者別に保管しておかなければなりません。

不適切な薬歴管理の背景には、適切な薬歴管理や薬歴の保管等に必要な意識や労務管理、技術等の課題が認められました。

また、その一方では、有識者会議において、医薬分業や薬歴管理に関する生活者・患者への意味・意義の啓発不足も明らかになりました。チェーンドラッグストア業界としてはこうした生活者・患者への啓発活動にも力を入れて取り組んでいかなければなりません。そのための掲示、配布用パンフレットを作成しましたので、ぜひ、活用いただきたいと思います。

この「薬剤服用歴（薬歴）管理ガイドライン」は、会員企業の皆様の同意のもと、宣言させていただいた不適切な薬歴管理の再発防止に向けた内容であるとともに、この問題に対する活動や、JACDSとしての宣言内容も網羅しています。今回の報道があったことを忘れることなく、ドラッグストア調剤の信頼性を高めていただきたいと思います。

また、このガイドラインでは、最低限やらなければならない内容と、ぜひ取り組んでほしい内容に分けて記載してあります。不適切な薬歴管理がなされていないかを確認することと合わせ、さらに患者のためによりよい薬歴管理、服薬指導にとりくんでいただきたいと思います。

超高齢社会を迎えるにあたり、増え続ける医療財政の健全化、健康寿命延伸を目指した政策が矢継ぎ早に出されようとしています。それに対応できるのはドラッグストア業態であるという信念のもと、調剤業務に取り組んでいきたいと思っております。

会員企業の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成 27 年 7 月

日本チェーンドラッグストア協会  
会長 青木 桂生

## 第1章 再発防止に向けた日本チェーンドラッグストア協会の宣言

日本チェーンドラッグストア協会は、平成27年4月、全会員の総意の下、次のとおり不適切な薬歴管理の再発防止に向けた活動を行うことを宣言しました。以下はその全文です。

### 【日本チェーンドラッグストア協会の宣言】

ここに日本チェーンドラッグストア協会は下記の内容の合意を全会員から得て、不適切な薬歴管理の再発防止に向けた活動を行うことを宣言いたします。

#### 1. 適切な薬歴管理の実施を徹底

薬歴管理は調剤業務と同時または調剤日のうちに薬歴記入および患者ごとの保管を行います。そのために、次のことを実施いたします。

##### (1) 迅速に適切な薬歴管理記入と処理を行います

当協会の適切な薬歴記入および処理は、調剤応需時または応需日に行います。また、薬剤師の調剤業務時には、薬歴を活用した適切な薬歴管理指導を行いません。適正な薬歴管理指導を怠った場合には、薬歴管理指導料の請求はいたしません。

##### (2) 薬剤師の薬歴管理研修の実施します

薬局において、調剤業務を行う薬剤師に対し、薬歴管理の大切さと業務手順について研修を行い、薬歴管理を徹底します。日本チェーンドラッグストア協会は、その研修資料を提供し、確実な実施を指導します。但し、当協会から提供される研修資料は、業務手順や方法が各社によって行い方が異なることから、確実な薬歴管理の実施を担保して、その上で各社の状況に対応することができる内容で提供します。

##### (3) 薬歴記入時間の確保と薬歴管理員数の確保を行います

パート薬剤師も含め薬剤師の勤務時間は、薬歴記入が終了するまでの業務を勤務時間とし、その日のうちに適正な薬歴作成を行いません。また、勤務時間内で調剤業務および薬歴記入までの業務を行うことができるために必要な薬剤師人数の確保をいたします。

##### (4) 出来るだけ早く音声入力システムの導入に努めます

1日当たりの処方せん応需枚数や薬剤師員数が各調剤店舗により異なるが、薬歴管理指導がおろそかにならず、迅速に薬歴を記載できるように、業界をあげて調剤応需時に音声で入力できるシステムの導入に努めます。また、レセコン（調剤請求システム）と連動した薬歴記載チェックを徹底します。

## 2. 日本チェーンドラッグストア協会が会員への再発防止策を強化

当協会は、調剤業務企業、薬局、薬剤師への薬歴管理の徹底指導（再発防止策）を強化します。

### （1）会員企業の本部と薬局の相互チェック体制を強化します

当協会が作成した本部用と薬局用の薬歴管理点検表を使用し、本部と薬局との相互チェック体制を確立します。また、当面の間、当協会より会員各企業に対して、定期的実施状況のチェック（点検）を実施します。徹底に不備や不足がある場合には、その企業と協力して解決します。

### （2）当協会は会員企業に薬歴管理研修の資料を提供し実施チェックをします

各社で調剤業務を行う薬剤師への研修に用いる薬歴管理徹底のための基準を盛り込んだ資料（薬歴管理の大切さと業務手順について）を作成し、会員各社に提供します。また、当協会は各会員企業に対し、研修を実施したかどうかをチェックし、全店舗が確実に行うようにします。

### （3）当協会は「薬歴管理ガイドライン」（仮称）を作成し、会員に配布します

当協会は、勤務薬剤師会および有識者により、薬歴管理を行うための「薬歴管理ガイドライン」（仮称）を5月中に作成し、6月中に会員企業本部および調剤店舗に配布します。この内容を、調剤業務を行う企業及び店舗の調剤管理者および薬剤師に徹底してまいります。

但し、「薬歴管理を確実にを行うことを担保する」ことを前提として、実施方法は各社の状況に合わせて調整できる内容で作成します。

## 3. 当協会は生活者、患者向けの薬歴に関する啓発を強化

ほとんどの生活者、患者が医薬分業や薬歴管理の意義やメリットについての知識が無く、このたびの問題が分からないという指摘を受けました。そこで、当協会は、生活者、患者に向けた薬歴および医薬分業に関するメリットと活用方法について啓発に努めます。

### （1）患者・顧客への啓発パンフレットを100万部作成し、配布します

医薬分業と薬歴管理についての知識（内容、目的、意義、メリット）とその活用法について、患者・顧客への啓発パンフレットを100万部作成し、来店および調剤応需時に配布します。

**(2) 患者本人からの薬歴閲覧の求めに可能な限り応じます**

生活者、患者から自分の薬歴を見せてほしいという依頼があった場合、可能な限り、所定の手続きのもと閲覧可能な体制をとります。尚、このことは店内ポスターおよびパンフレット等で告知します。

**(3) 当協会は、「薬歴を使用した服薬指導」を実施します**

当協会は、調剤業務を行う薬剤師に対して、必ず「薬歴を使用した服薬指導」を実施する指導を行います。特に、2回目以降の患者に服薬指導するとき、初回目（前回）に患者より聞き取った内容または伝えた内容の薬歴を用いて服薬指導を行うことを励行します。

**4. 当協会は組織的かつ継続的に監視体制を強化**

このような問題を再び起こさないために、当協会は組織的かつ継続的に監視できる体制を強化してまいります。

**(1) 当協会内に「コンプライアンス委員会」を設置し監視、指導の強化を図ります**

協会組織にコンプライアンス委員会を新設し、このたびの薬歴管理をはじめ、様々な店舗に関する法令遵守の強化体制を確立します。

**(2) 継続的に適切な薬歴管理の実施を点検し、再発を防止します**

当面1カ年の間、毎月、定期的の実施状況のチェックを行ない、適切な薬歴管理の実施状況を確認します。不備や不足の企業（店舗）があれば、当協会が指導するだけでなく、協会も協力し改善を図ってまいります。もし、改善することが見られない場合には、公表も含め厳しくその対応策を講じてまいります。

**(3) 当協会内に、内部告発の窓口を設けます**

調剤を行なう薬局（ドラッグストア）に勤務する薬剤師および従事者より、薬歴管理に関する内部告発を受け付けます。この受付および処理方法については、会員企業にも通知しておき、告発者が不利益を受けないようにします。

**(4) 現在の調剤業務不適切問題対策本部はコンプライアンス委員会に引き継がれます**

当協会内にコンプライアンス委員会が設置（6月）されたのち、調剤業務不適切問題対策本部は、この委員会に引継ぎJACDSの監視や指導を継続し、強化してまいります。

## 第2章 薬歴管理、服薬指導に関する国の方針

### 1. 薬局業務運営ガイドラインより

#### 【薬歴管理・服薬指導】全文

薬剤師は、医薬品の有効で安全な使用、特に重複投薬や相互作用の防止に資するため、患者について調剤された薬剤ばかりでなく、必要に応じ一般用医薬品を含めた薬歴管理を行い、適切な服薬指導を実施すること。また、必要に応じ処方医師へ処方の変更等について相談し、その過程の記録を残すなど、患者のための医療を心がけること。

### 2. 薬局業務運営ガイドラインについて（平成五年四月三〇日、薬発第四〇八号 厚生省薬務局長通知）

#### 【11 薬歴管理、服薬指導について】抜粋

薬局が、調剤された薬剤ばかりでなく、必要に応じ一般用医薬品を含めた薬歴管理を行い、ていねいな服薬指導を実施することは医薬分業の最も大きなメリットである。特に、高齢化に伴う複数受診の増加等により、重複投薬や相互作用のリスクが高まっており、これらを防止するためには薬歴管理と服薬指導は不可欠となっている。薬歴管理や服薬指導を伴わない医薬分業は、その意義が大幅に失われてしまうことになるので、その適正な実施につき、特段の指導を行われたい。

また、患者との対話で得られた情報を基に必要に応じ処方医師と処方の変更等について相談することも薬局薬剤師の重要な任務である。

## 第3章 「薬剤服用歴（薬歴）管理ガイドライン」

このガイドラインは、薬歴不適切管理の再発防止策の集大成として作成したものです。

対象者は薬局において調剤に従事する薬剤師、管理薬剤師と、チェーン本部関係者等です。本ガイドラインを活用して、薬剤師や管理薬剤師の薬歴管理研修を実施したり、チェックリストを定期的に利用して、不適切な薬歴管理の再発防止に努めるようにして下さい。

なお、このガイドラインの利用にあたっては次の点に留意していただくよう、お願いします。

- ・本ガイドラインは、再発防止—コンプライアンスの確保を狙いとしています。このため、コンプライアンス上、必要な事項を幅広く集約している反面、薬歴の記載内容に関しては定型的な留意事項のみを記載しています。したがって、薬剤師の専門的な業務につき、必要があれば企業内のマニュアルや研修で補っていただくようお願いいたします。
- ・本ガイドラインは、薬歴記載や管理の実態に即した実践的なものとするため、遵守事項は最低限必要なものを中心に記載しています。したがって、各企業で専門性や詳細さでこれを上回る内容のガイドラインやマニュアルを作成、使用することも、またこれを改変することも差し支えありません。ただし、コンプライアンスの面でこれを下回ることは認められ

ません。

## 1. 薬歴管理の目的

薬歴は調剤、服薬指導をする上で重要な役割を担っている。

- 1) 患者の健康被害防止や身体の安全のため  
医薬品の適切な選択や使用、服薬指導する場合には、薬歴に目を通し、アレルギーや飲み合わせ等の患者個人の持つ特有な情報がないかを確認する。  
また、他局で処方された薬剤が重複している場合は、薬剤を減らすことができる。
- 2) 誰も（他の薬剤師でも）がわかるようにするため  
調剤室には複数の薬剤師がおり、1人の患者に対して、毎回同じ薬剤師が対応できるとは限らない。どの薬剤師でも患者の処方箋応需、服薬指導ができるようにする。1薬局で1患者の健康管理を行うという認識のもと、誰もがわかるよう、薬歴を作成する。
- 3) その他  
かかりつけ薬局の推進が声高に言われている昨今、薬歴の重要性はますます高まるものと思われる。

## 2. 薬歴の記載内容と記載要領

初回時に患者自身に記載してもらった調査票をもとに作成し、管理しているもののほか、毎回の調剤時に書き加えていくものなどがある。

- 1) 薬歴の記載事項 — 必要的記載事項（平成24年4月1日より）
  - ア 氏名、生年月日、性別、被保険者証の記号番号、住所、必要に応じて緊急時の連絡先等の患者についての記録  
住所や緊急時の連絡先は、医薬品の緊急安全性情報や回収情報を知り得た際、薬局側から患者に緊急の連絡を取る必要があるため、記載するものである。
  - イ 処方した保険医療機関名及び保険者氏名・処方日・処方内容等の処方についての記録
  - ウ 調剤日・処方内容に関する照会の要点等の調剤についての記録  
疑義照会の要点として、照会の内容、医師からの返答、照会の時刻、返答した医師の氏名、照会した薬剤師の氏名(印鑑)を記載する。
  - エ 患者の体質・アレルギー歴・副作用歴等、患者についての情報の記録
    - ・薬学的管理に必須の患者に属する情報（プロフィール）を記載する。
    - ・胃弱、便秘や下痢をしやすいといった患者の体質に関連する情報を記載する。薬剤によっては、その説明や適切な服薬指導を行う。
    - ・卵、牛乳、花粉症、アトピー、喘息などのアレルギー関連情報を記載する。注意を要する薬剤が処方されている場合には処方医に疑義照会しなければならない。
    - ・過去に薬を服用して具合が悪くなった経験の有無と、経験がある場

合の関連情報を記載する。

- オ 患者又はその家族等からの相談事項の要点  
薬物療法の効果がでてきているか確認のために自覚症状の変化を確認する。
- カ 服薬状況  
前回調剤した処方薬を飲んだかどうかを確認する（コンプライアンスの確認）。飲んだか飲んでないかだけでなく、飲んでいない場合は、その原因を確認し、記載する。
- キ 残薬の状況の確認  
残薬が相当ある場合は、処方医に投与日数を確認するよう努め、服用日数の変更につなげる。
- ク 患者の服薬中の体調の変化  
薬物療法の効果がでてきているか確認のために、自覚症状の変化を確認する。
- ケ 併用薬等（一般用医薬品、医薬部外品及びいわゆる健康食品を含む）の情報  
・重複投与や相互作用を避けるため、確認し、記載する。  
・禁忌薬がある場合には、処方医に疑義照会しなければならない。  
・併用薬だけでなく、一般用医薬品、健康食品、サプリメントなども常用していないか確認し、情報を記載する。
- コ 合併症を含む既往歴に関する情報  
・禁忌の有無を確認するため、既往歴の情報を記載する。  
・禁忌疾患がある場合には、処方医に疑義照会しなければならない。
- サ 他科受診の有無  
併用薬や既往歴を確認するため、記載する。
- シ 副作用が疑われる症状の有無  
・服薬から起こりうる症状を具体的に示して、確認する。症状のある場合には、程度や発現時期を記載する。  
・副作用が疑われる場合で、患者が医師に伝えていない場合には、疑義照会しなければならない。
- ス 飲食物（既に服用している薬剤との相互作用が認められているものに限る）の情報  
相互作用がある飲食物を添付文書で確認し、患者が摂取するかどうかを記載する。
- セ 後発医薬品の使用に関する患者の意向  
一般名処方が行われた医薬品について後発医薬品を調剤しなかった

場合は、その理由を調剤報酬明細書の摘要欄に記載する。

ソ 手帳による情報提供の状況

タ 服薬指導の要点

疾病に関する一般的な生活指導のみでは薬剤の適正使用のために必要な服薬指導とはいえないことに注意すること。

チ 服薬指導薬剤師の氏名

薬剤師の氏名は忘れられがちなので、記載漏れに注意する。

以上、17項目について記載することとなっている。

## 2) 薬歴の記載事項—任意的記載事項

薬剤服用歴管理指導料の算定要件ではないが、必要に応じ記載される事項として次のようなものがあげられる。

ツ 職業の特性

車の運転、危険な機会の操作、高所でも作業の有無などを記載する。

テ 妊娠・授乳の有無

- ・ 妊婦は、その周期(初期、中期、後期)によって胎児への影響が異なるため、どの周期なのか確認し、記載する。
- ・ 授乳については、授乳の有無、頻度を確認し、記載する。
- ・ 処方薬に禁忌が疑われる場合は、疑義照会しなければならない。

## 3) 薬歴の記載要領

紙薬歴、電子薬歴も基本は同じである。自社の状況に合わせて、内容の確認を行う。

- (1) 薬歴の記載事項は医療保険制度上、薬剤服用歴管理指導料の算定要件になる記載事項として定められている。2)の薬歴の記載事項—必要的記載事項アからチまで(17項目)がそれにあたる。これ以外の事項は必要に応じて記載するものである。
- (2) 必要的記載事項のエからセまでの事項は、処方箋の受付後、薬を取りそろえる前に、患者等に確認する。(平成26年4月1日より)
- (3) 薬歴に記載する情報は、患者に属する基本的な情報と処方に伴う経過的な情報に大別し、前者は薬歴簿の「表紙」に、後者は次項以降の「薬剤服用歴」に記載する。なお、基本的な情報であっても変わる場合があるので、患者から得た場合には速やかに更新する。
- (4) 患者情報を収集した結果、記載すべき情報がない場合にも空欄にせず、情報収集したことがわかる記載にする。
- (5) 患者から情報収集した調査票をもとに、薬剤師が評価した内容を記載する。調査票をそのまま貼付するだけでは、薬歴とはみなされないが、患者が記載した原本として保管しておくようにする。  
※「アンケート」と呼ぶ場合もあるらしいが、薬歴管理上、大切な

情報の記入用紙としてはふさわしくないとと思われるので、別の表現を検討していただきたい。

- (6) 鉛筆は書換えが可能なため使用しない。訂正は元の記載が残るように行う。

#### 4) 薬歴記載のスケジュール化

- (1) 薬歴は、応需時（服薬指導終了時）に記載することを原則とし、やむを得ない場合があったとしても、遅くとも調剤した当日のうちに記載する。
- (2) 電子薬歴を採用していて、処方箋応需時にはメモ対応である場合は、その内容を電子薬歴にインプットする業務時間を当日のうちに確保しなければならない。
- (3) 現在は、患者に相对した薬剤師が薬歴を記載することになっているため、勤務時間を考慮して、相对した患者の薬歴を記載することまでが1日の勤務内容として、各自の業務スケジュールを立てるようにする。
- (4) 特に、パートタイムで勤務する薬剤師は、薬歴記載終了後に退社するよう、日ごろから意識しておく必要がある。

#### 5) 管理薬剤師の責務

- (1) 薬局の責任者である管理薬剤師は、薬歴記載時間を勘案して業務スケジュールを適切に管理しなければならない。
- (2) 仮に薬歴への記載がまだされていない薬剤師がいれば、記載の時間を与え、別の薬剤師に患者への対応を指示するようにする。
- (3) 管理薬剤師は、薬歴記載・管理に必要な人員・体制の確保状況を常時把握し、企業内の担当者に申し出ることを含め、必要な改善に努める。

### 3. 薬歴の保管と個人情報の保護

#### 1) 薬歴の保管は患者別が原則

- (1) 薬剤服用歴管理指導料の算定要件にしたがい、「同一患者についてのすべての記録が必要に応じ直ちに参照できるよう保存・管理」しなければならない。
- (2) 薬歴は2回目以降に来局された患者に対して、服薬指導する際に必要である。その際、初回あるいは前回対応した薬剤師でない場合が普通であるため、患者別の保管・整理がなされていることが重要な要素である。くれぐれも、薬剤師ごとの管理はしないようにする。

#### 2) 保管年数

薬歴は「最終記入の日から起算して3年間保存」しなければならない。ただし、実務面での活用を考えると長期に保存することが望ましい。

患者が2年11か月ぶりに来局したとしたら、そこからまた3年間の保存が必要となる。データ保存ならよいが、ペーパーの場合はそのスペースの確保が大変なので、この点からも電子薬歴の導入を検討していただきたい。

(薬局業務運営ガイドラインについて 平成五年四月三〇日、薬発第四〇八号 厚生省薬務局長通知より)

### 3) 患者のプライバシー保護と開示

#### (1) 薬歴は個人情報

患者の個人情報を保護するため、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(厚生労働省)を遵守し、紙薬歴の場合は一般来訪者が近づけない場所に保管するなどの適切な措置を講じる。

#### (2) 薬歴の開示について

##### ①患者から求められた場合には、可能な限り薬歴の開示に応じる

- ・これまで患者には薬歴の存在が十分に伝わっていなかったものと思われる。今後は、薬歴の存在をオープンにし、薬歴を使用した服薬指導を実践することで、不適切な薬歴管理を失くす。
- ・同時に、患者から薬歴の開示を要求される場面も増えてくるとわれ、その精度のさらなる向上が求められる。

##### ②薬歴の開示は、患者自身のものに限られるので、本人確認を行う。

- ・開示の要望があった場合は、専用の用紙に日時、氏名などを記載して行うようにする。

##### ③医師へ相談する場合

抗がん剤の投与など患者に開示することが適切かどうか疑義のある場合には病名の告知の有無などを医師に確認し、相談すること。

##### ④開示した場合

日時や開示した薬剤師名や開示後の患者の反応などの関連情報を薬歴に記載する。(上記②の用紙の保存でも可)

### 4. 電子薬歴の留意事項

#### 1) 使用にあたっての遵守事項

薬歴管理を電子媒体で行う場合には「医薬情報システムの安全管理に関するガイドライン」(厚生労働省)を遵守しなければならない。

#### 2) 電子薬歴の仕様について

使用条件として、真正性(記録時間・記録者の明確化、上書き書き換えの禁止)、見読性(容易な見読、印刷が可能)、保存性(法令に定める期間の保存、バックアップ機能)が必須のため、ExcelやWordのようなソフトを使って薬歴を作成保存することは認められていない。このため、基準に則って製造されている市販のソフトを使用すること。

#### 3) 運用管理規定について

薬局の管理者は、運用管理規定(操作マニュアルとは別物)を定め、これに従い実施しなければならない。運用管理規定には、運用管理を総括する組織・体制・設備に関する事項、患者のプライバシー保護に関する事項、その他適正な運用管理を行うために必要な事項を記載する。

#### 4) 音声入力システムの導入

音声で入力するシステムが市販されている。現在のところ、患者とのやりとりをその場で入力する仕組みで省力化が図れる。企業内で導入についての検討を行ってほしい。

## 5. 薬局内及び企業内での相互チェックの要領

### 1) 薬局内でのチェック

- ・管理薬剤師を中心にチェックリストをもとに、適切な薬歴管理が実施されているかどうかの確認を行う。
- ・チェックの頻度は各社でルールを定めて行う。
  
- ・点検項目は別添のチェックリストにあるので、参考として、各社の事情に合わせて、改訂の上、使用する。(巻末参照)

### 2) 企業内でのチェック(本部からのチェック)

- ・コンプライアンス上からも、薬局内だけではなく企業としても継続的にチェックを行う必要がある。
- ・管理薬剤師の会議等があれば、その折を利用して、各薬局内の薬歴管理の確認を行うようにする。
- ・点検項目は別添のチェックリストにあるので、参考として、各社の事情に合わせて、改訂の上、使用する。(巻末参照)

### 3) JACDSからのチェックのお願い

本年度に限っては、世間からの注目度も高く、JACDSより会員各社に対して、チェックの依頼をさせていただく。  
ご協力のほど、お願いします。

## 6. 薬歴を使用した服薬指導

### 1) 薬歴の重要性

患者の体調は一定ではない。来局したときと以前とでは違う場合もある。また、他局の処方内容や一般用医薬品の服用、健康食品、サプリメントの摂取の状況も違っている場合がある。

患者が初回に来局したときに作成する「表紙」は基本的情報であるが、時間の経過とともに変化する場合があるので、折にふれ、その項目について問いかけ、書き換えていかななくてはならない。

それらを勘案して、医師からの処方に対して、調剤、服薬指導を行う必要がある。

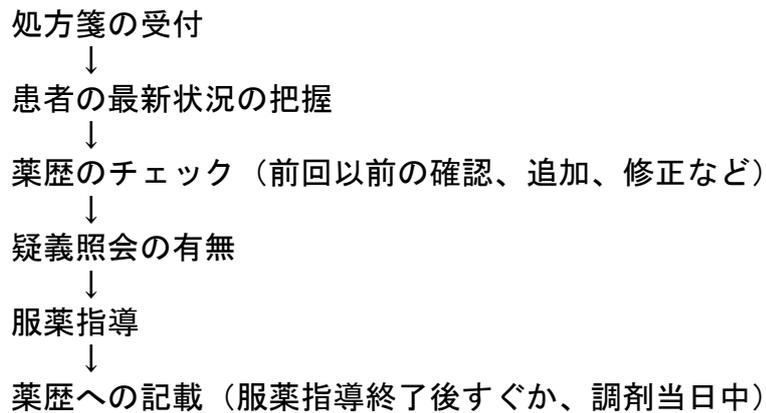
### 2) 患者・生活者への啓発

薬局において、薬歴管理を行っていることはあまり知られていない。患者の健康を守るためにそうした薬歴が患者個人ごとにあるということを知らせることで、薬剤師、患者がより薬歴に留意するようになると考えられる。

### 3) 服薬指導の内容

薬剤の効果、そして副作用の有無、飲み合わせ等を、薬歴を確認しながら行うようにする。

### 4) 薬歴を使用した服薬指導のフローチャート



## 7. 薬歴管理研修の実施

### 1) 研修の実施

薬歴記載・管理のための業務マニュアルを作成し、これに基づく研修を行う。

### 2) 研修の実施の頻度

研修は計画的に実施し、初任者には業務従事前、これ以外の者には少なくとも調剤報酬制度の改定ごとに、その改定内容と合わせて、適切な薬歴管理を研修する。

### 3) カリキュラム（参考）

- (1) 薬歴管理の目的
- (2) 自社の薬歴の記載要領と管理の方法
- (3) スムーズな薬歴管理のコツ（ノウハウ）
- (4) 薬歴を使用した服薬指導のポイント
- (5) 継続的なチェックの仕組み
- (6) その他

### 4) 訓練

実際の薬歴管理を行うにあたり、記載（電子薬歴への転載）に時間のかかる薬剤師については、管理薬剤師あるいは本部の薬剤師責任者が指導・訓練を行う。

### 5) その他

## 8. 保険請求の留意事項

### 1) 薬剤服用管理指導料

薬剤服用管理指導料は、単に薬歴を作成・管理するだけでは算定されない。ア「薬剤情報提供文書」の提供と説明、イ薬剤服用歴の記録とこれに基づく服薬指導、ウ患者手帳への記載、エ残薬の確認、オ後発医薬品に関する情報の提供をすべて行った場合に算定されること（41点。手帳への記載がない場合は34点）に留意すること。

（平成24年4月より）

## 2) 薬剤服用歴管理指導料の算定

薬剤服用歴管理指導料の算定には、上記の必要的記載事項すべての記載が必要である。欠落があると、指導料返還の対象となる可能性があるるので注意すること。

また、必要的記載事項は診療報酬の改定ごとに追加される傾向にあるので、常に直近の記載事項を確認しておくこと。

## 3) 薬歴の作成について

実際の保険請求は月ごとであったとしても、指導料算定の前提となる薬歴は、遅くとも処方箋応需日中に作成するようにする。

## 4) 電子薬歴使用の場合

電子薬歴を導入している場合は、調剤報酬請求システムと連動し、指導料の算定時に薬歴作成の有無を確認するチェック機能を活用すること。

## 5) その他

### むすび

2025年までの地域包括ケアシステムの構築をめざし、この数年さまざまな施策が打ち出されています。薬局についても例外ではなく、医薬分業と同時に地域の医療拠点としての役割がますます期待されるようになっていきます。面分業の担い手、「かかりつけ薬局」として、さらには「街の健康ハブステーション」として、薬局・ドラッグストアの躍進の可能性は大変大きいと確信しています。

そのためにも、今回の薬歴事案にとどまらず、医療人として、また企業としてのコンプライアンスを確保し、広く国民の信頼と期待に応えていかなければなりません。

JACDSでは組織内に「コンプライアンス委員会」を新設して、適切な薬歴管理がなされるよう、努めるとともに、内部告発の窓口も設けます。

こうした体制をとり、再発防止に業界をあげて、取り組んでまいります。

会員企業の皆様のご理解、ご協力を心から願います。

## 資 料

### 調剤業務不適切問題対策本部の活動内容

1. 調剤業務不適切問題対策本部を設置し、点検を要請（2／10）  
薬局において実地に点検を行い、今一度その徹底を要請した。
  - （1）薬剤師1人1日、処方箋受付け40枚の徹底
  - （2）薬剤服用歴（薬歴）の記載・管理の徹底
  - （3）薬剤服用歴（薬歴）を使用した服薬指導の徹底
  - （4）診療報酬の適切請求の徹底
2. 経営者直行便の送付（2／26）  
医薬分業の目的、薬剤師の役割、保険制度の意味など、分業調剤の原点に戻り、その内容を周知し、適切な調剤業務の環境づくりを直接、経営者に要請した。
3. 再発防止チェックリストを送付し、徹底の確認を行った（2／26）  
チェーン本部と薬局の管理体制を強化し、正しく処理を行うチェックリストを作成し、これを会員加盟企業に送付し、チェックを依頼した。後日点検状況を確認し、調剤業務を行っている企業は100%チェックを完了した。
4. 新聞報道会員企業2社へのヒアリングの実施（2月、3月）  
新聞報道された会員企業2社より、どのような状況であったのか、再発防止に向け、どのような取り組みをしているのか、厚生労働省や他団体への説明状況などをヒアリングした。
5. 経営者へのヒアリングおよび会議（2／25）  
臨時の常任理事会を招集し、合わせて大手企業の経営者を集め、再発防止のための意見の収集並びに周知徹底を図った。
6. 薬剤師へのヒアリングおよび会議（3／13）  
第15回JAPANドラッグストアショーと同時開催で、会員企業の薬剤師を集め、今回の調剤業務不適切問題に対する経緯の説明と、薬剤師がもつ業務環境の実態、再発防止策や要望を聞くなど、薬剤師としての生の声を集めた。約40名から今回の問題に対する忌憚ない意見が集まった。
7. 有識者へのヒアリングおよび会議（3／24、4／1）  
弁護士、医師、薬学者、消費生活アドバイザーなど10名ほどの方々に委員をお願いし、会議を2回開催して、調剤業務不適切問題の共有化と、再発防止に対する意見をいただいた。
8. 厚労省保険局の自主点検の実施（通知と回収、提出）（～4／9）  
平成26年1年間の「薬剤服用歴の記載状況の自主点検」（薬歴未記入で指導料請求状況）の調査要請があり、会員企業に調査内容の通知、回答用

紙の提出の協力要請を実施した。調剤店舗ごとに記入と企業トータルの状況を把握し、最終4月9日に全会員企業の回答を厚労省に送付した。

9. 厚労省医薬食品局の薬剤師員数調査への協力要請（3／18）

必要な薬剤師の配置がされていなかったのではないかとの指摘に対し、医薬食品局より「薬剤師員数の点検」を行うとの連絡があり、会員企業に薬務課、保健所の行う調査内容について周知した。

10. 常任理事会で、対応策および組織的再発防止策の検討（4／17）

平成27年度第1回常任理事会において、これまでの内容、有識者会議の意見などを報告し、検討した。最終的に対応策、再発防止策をまとめたものを常任理事、会員企業に見せ、総意をもって、公表することとした。

## 再発防止の点検表

不適切な薬歴管理 再発防止のための点検表		
	点検日：	年 月 日
チェーン本部用		
次のチェック欄に○×を記入して点検する 記入者名：		
	点検内容	チェッ ク欄
1	責任者は明確に設置されていますか	
2	薬歴管理の手順書の整備をしていますか	
3	店舗に対して薬歴管理の手順書の徹底（チェック、指導）をしていますか	
4	行政、機関からの指導への対応や返戻事項処理を常にしていますか	
5	疑義照会に関する記録が適正に記載されていることを確認していますか	
6	随時、見直しをし、常に適切な薬歴管理の手順書としていますか	
7	毎年改訂される内容どおり、保険請求は正しい処理方法となっていますか	
8	薬歴については毎回更新の確認をするようにしていますか(表書きも含む)	
9	前回、患者本人に指導、提供した内容について、確認をするように指導していますか	
10	薬歴への表書き・記録項目の記載実施と適正な聞き方、記録の手順等を徹底していますか	
11	薬歴の中に在宅に関する多職種連携の記録は記載するようにしていますか (在宅の内容、医師の指示、請求を行う等)	
12	薬歴を書く重要性、薬剤師としての使命感を全員で共有する体制になっていますか	
13	店舗内で受診勧奨した内容、セカンドオピニオンした内容が共有されるようにしていますか	
14	処方せん枚数に対して、適正な人数で運営していますか	
15	薬歴を書く時間を十分に確保するようにしていますか	
16	薬歴作成に関する教育を実施していますか	
17	薬歴を当日書く習慣をつけるように指導していますか	
18	各店舗における薬歴管理の工夫内容を吸い上げて、全店に広めていますか・ ファイリング・見やすさ・記録要領・内容・その他（OTC、健食、化粧品の使用記録）	

不適切な薬歴管理 再発防止のための点検表		
	点検日：	年 月 日
調剤実施店舗用（管理薬剤師）		
以下の点検項目のチェック欄に○×を記入して点検して下さい （記入者）：		管理薬剤師
	点検項目内容	チェック欄
1	薬歴管理の手順書の内容を徹底（チェック、指導）していますか	
2	薬歴を当日中に書くよう、指導していますか	
3	薬歴の書き方の指導を部下にしていますか	
4	薬歴に記載された内容の共有化と活用ができていますか	
5	厚労省の指導する項目のチェックだけでなく、気の付いたことを薬剤師に加筆させていますか	
6	薬歴に基づいた保険請求を正しい処理方法で行うよう徹底していますか （後発医薬品の使用に関する患者の意向、手帳による情報提供の状況等）	
7	薬歴については、毎回更新するように徹底していますか	
8	疑義照会に関する記録を記載するようにしていますか	
9	前回、患者本人に指導、提供した内容を対応した誰もが確認するようにしていますか	
10	薬歴に表書き・記録項目の記載実施と適正な聞き方、記録の手順等を徹底していますか	
11	薬歴の中に、在宅に関する多職種連携の記録は記載するようにしていますか（在宅の内容、医師の指示、請求を行う等）	
12	薬歴を書く重要性、薬剤師としての使命感を全員で共有する体制になっていますか	
13	店舗において、薬歴管理の仕方を工夫していますか ・ファイリング・見やすさ・記録要領・内容・その他（OTC、健食、化粧品の使用記録）	